

農作業安全対策について

- ・平成29年農作業死亡事故調査結果の補足
- ・農作業事故情報の提供状況
- ・都道府県における取組状況（前回会議資料からの追加分）
- ・平成31年春の農作業安全確認運動の取組報告
- ・令和元年秋の農作業安全確認運動の取組方針
- ・令和元年度農作業安全総合対策推進事業の御紹介

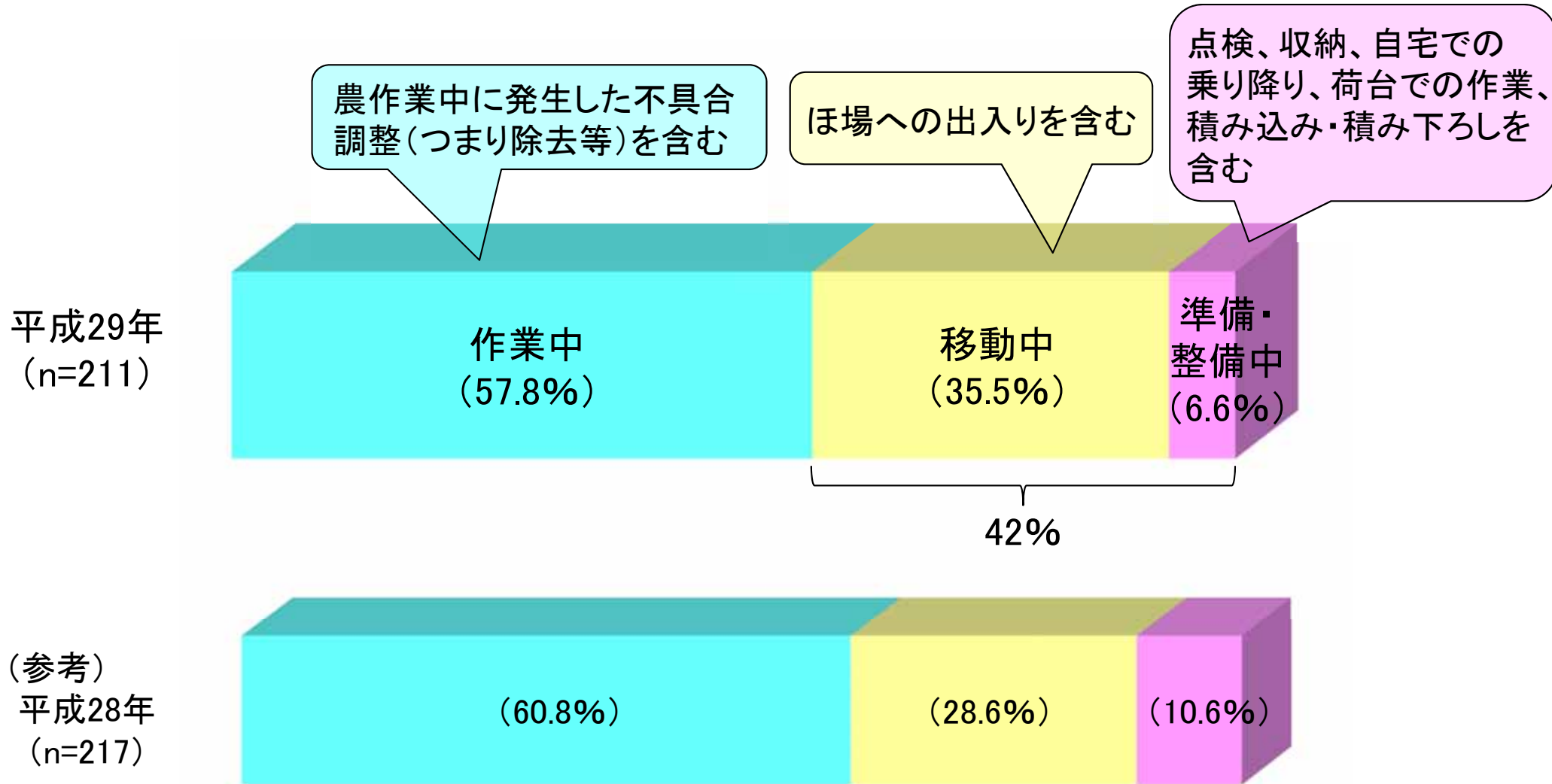
令和元年 8 月 5 日（月）

農林水産省

平成29年農作業死亡事故調査結果の補足（1）大枠の状況別

農業機械作業中の死亡事故211件がどのような状況で発生したかを大括りで分類。

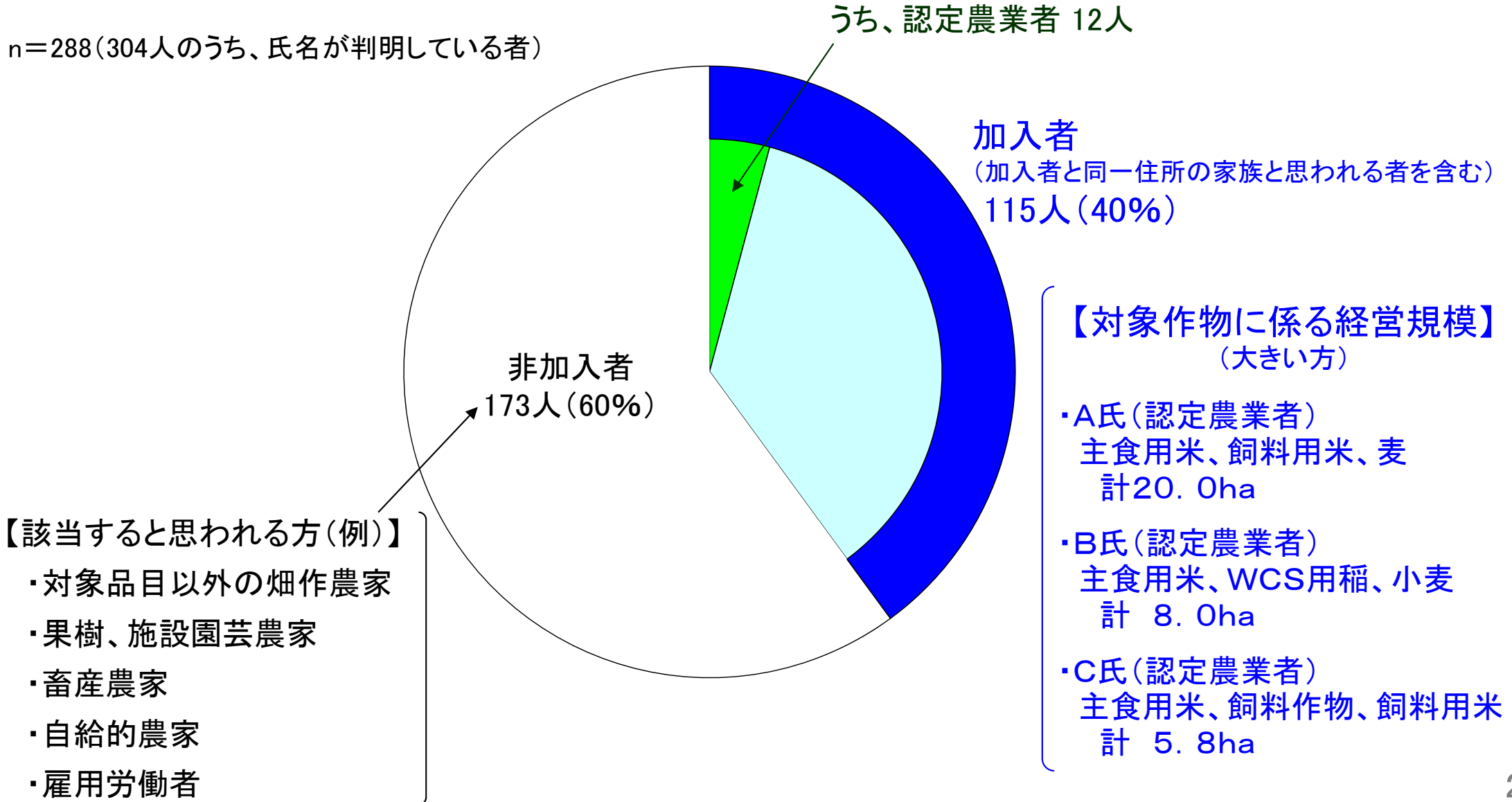
ほ場等での農作業のみならず、準備中や移動中の死亡事故も全体の約4割を占めており、機械に近づき、機械から離れるまで注意を怠らないことが重要。



※発生状況が明確ではないものについても、想定のもと、いずれかにカウント
(農林水産省調べ)

平成29年農作業死亡事故調査結果の補足（2）死亡者の営農概況

死亡者の経営所得安定対策等への加入状況（平成28年度）を確認。
死亡者には、地域農業にも深刻な影響を及ぼし得るような経営規模の農家も含まれる。



平成29年農作業死亡事故調査結果の補足（3）労災との比較

【労災関係（農業、畜産業）】

	(人)	
	平成29年	(参考) 平成28年
労働者数※1	239,284	228,224
死亡者数※2	23	26
10万人当たり死亡者数	9.6	11.4

【農作業死亡事故調査】

	(人)	
	平成29年	(参考) 平成28年
農業就業人口※	1,816,000	1,922,200
死亡者数	304	312
10万人当たり死亡者数	16.7	16.2

※1 平成29年度労働者災害補償保険事業年報の「平成29年度末労働者数」(業種別)を基に、厚生労働省労働基準局補償課で集計

※2 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」死亡災害データベース

※農業構造動態調査

労災関係における「農業」には、街路樹・庭木の伐採等が含まれているため、単純に比較できないものの…、

<差の要因として考えられること>

○年齢層の違い

65歳以上が占める割合…労働力調査における雇用者(H29、農業):25%
農業就業人口(H29):67%

○経営者による労務・安全管理

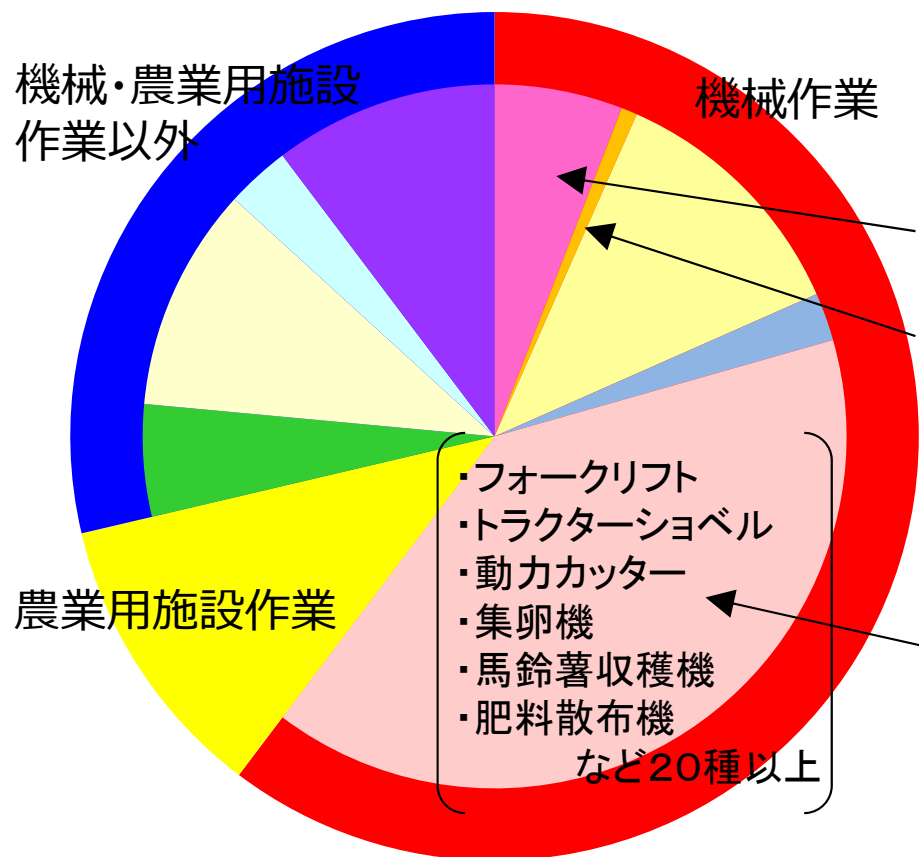


- ・高年齢の方にも理解いただけるような、対面による啓発が重要。
- ・農業に携わられる方の太宗を占める個人経営の農家の方に対し、自分自身が経営者であるという認識を持っていただくことが重要。

平成29年農作業死亡事故調査結果の補足（3）労災との比較

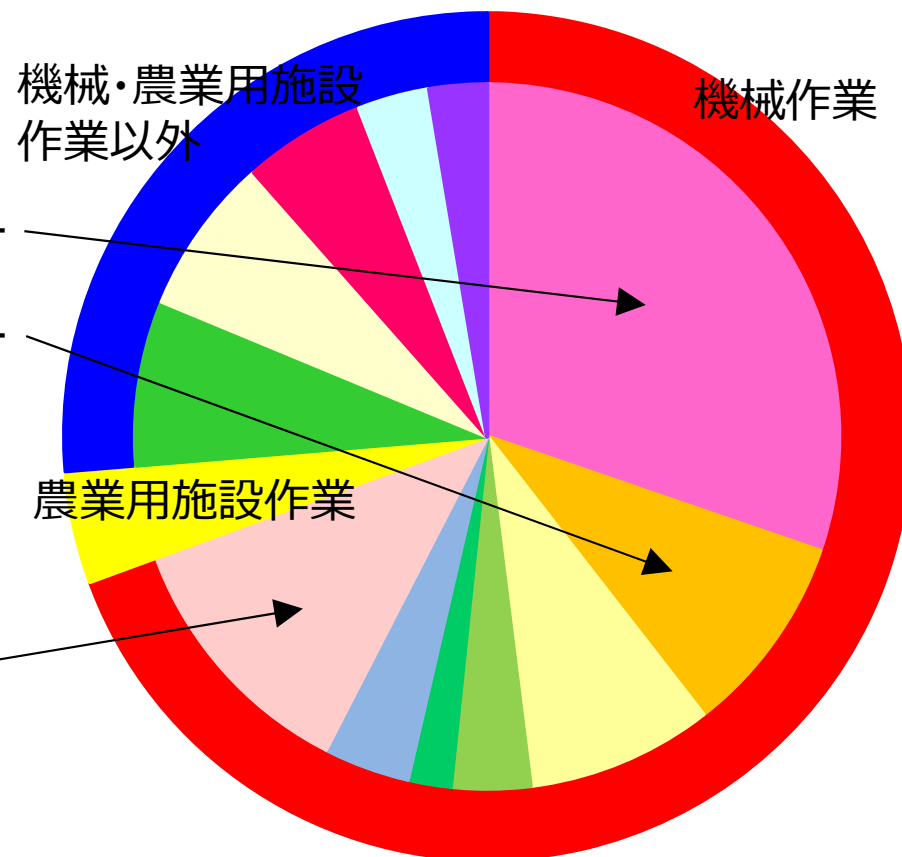
【死亡労災】

n=137(H20~H29)



【農作業死亡事故調査(H29)】

n=304(H29)



乗用型トラクター

歩行型トラクター

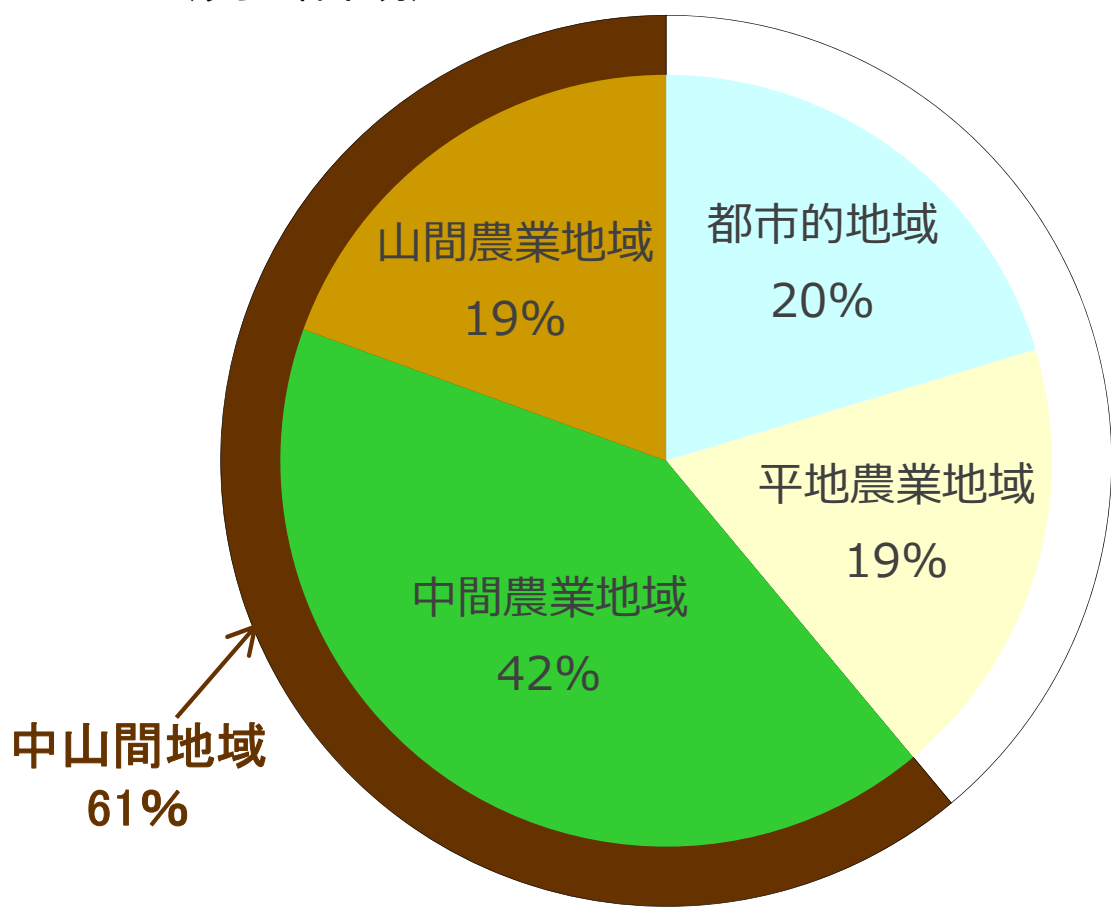
その他

※過去10年間(H20~H29)の死亡労災(農業、畜産業:239人)のうち、街路樹・庭木の伐採等、農作業死亡事故調査における「農作業」に該当しないと思われるものを除いた137人について、農林水産省生産局技術普及課が集計。

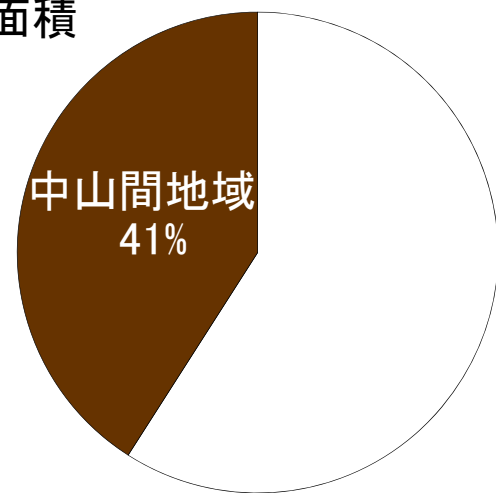
平成29年農作業死亡事故調査結果の補足（4）地域類型区分

主たる原因のうち、「機械の転落・転倒」、「ほ場、道路からの転落」により亡くなられた方（住所）の農業地域類型を確認※。

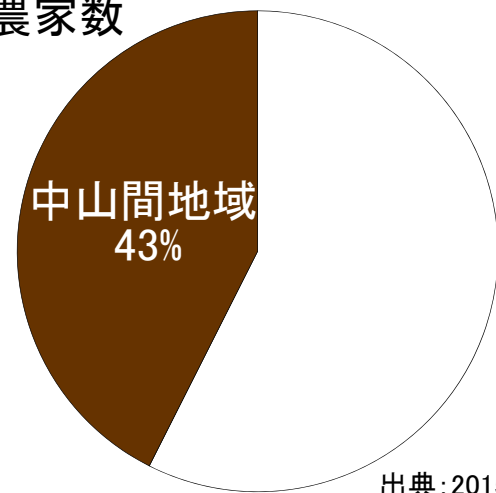
n=114(うち1名不明)



(参考1) 耕地面積



(参考2) 販売農家数



出典: 2015年農林業センサス

※農業地域類型一覧表(H29改定)を基に、農林水産省生産局技術普及課が集計。

⇒ 地域における事故の実態を把握し、それに見合った啓発を行うことが重要！！ 5

農作業事故情報の提供状況（平成31年(令和元年)上半期発生分）

令和元年7月末日までに農林水産省へ提供されたもの※

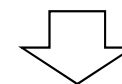
※分析機関(農研機構農業技術革新工学研究センター)へ直接提供されたものを除く。

報告件数

71件(死亡58件、負傷13件)
(前年同期:69件)

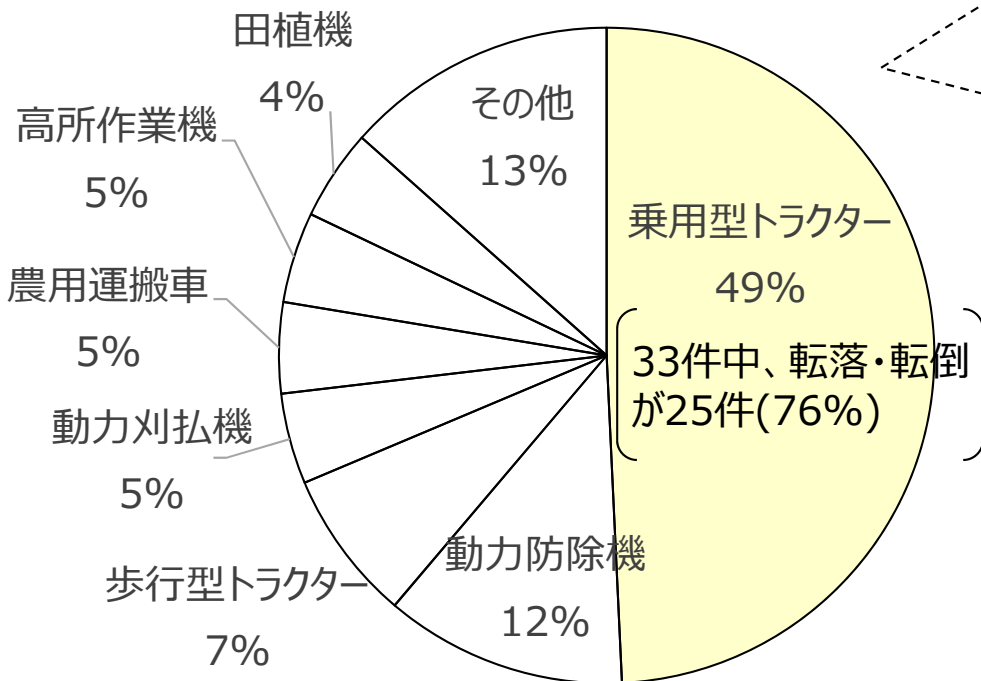
うち 都道府県から	36件 (51%)
// 農業機械メーカーから	13件 (18%)
// 上記の両方から	3件 (4%)
// 農政局県拠点等から(新聞情報)	19件 (27%)

- 改めて提供依頼の通知を发出した平成29年は129件だったが、今年はその半数程度で昨年(平成30年)と同じ水準。



ブロック会議等の機会を捉え、農作業事故の情報収集・分析の重要性を説明し、各組織における情報収集体制の強化や収集した情報の提供を依頼。

【農業機械作業中の事故（67件）の内訳】



65歳以上の方の割合が約8割を占める一方、20代・30代の方もみられる（4人）。

【例】

- ・トラクターに乗ってほ場に向かう途中、道路に隣接する田んぼ（落差約1m）へ転落し、トラクターの下敷きになった。（26歳男性、死亡）
- ・ロータリーで耕うん作業中、旋回時にバックした際、草で覆われた用水路へ転落し外に投げ出された。（36歳男性、重傷）

<提供いただいた都道府県>

北海道、青森県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、富山県、岐阜県、三重県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県

<提供いただいた農業機械メーカー>（五十音順）

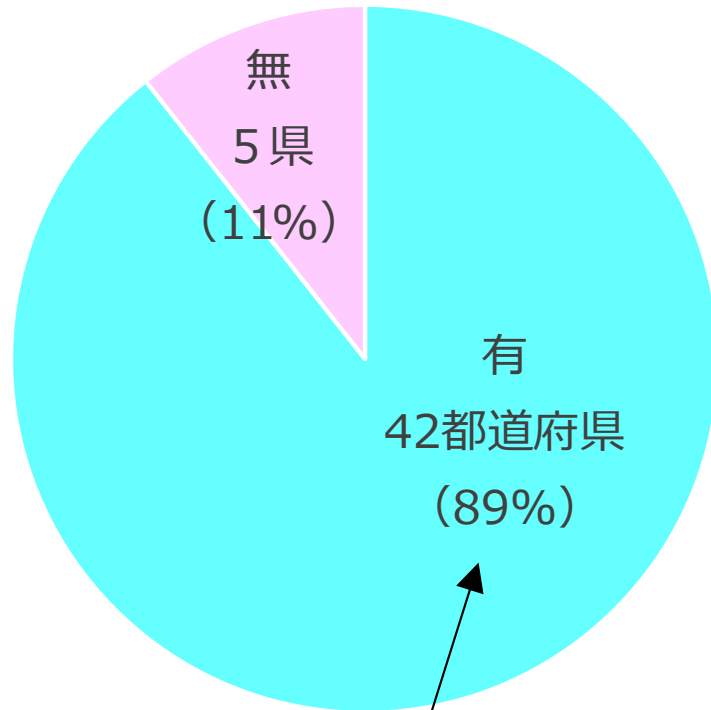
井関農機、クボタ、ショーシン、丸山製作所、やまびこ、ヤンマー

都道府県における取組状況（前回会議資料からの追加分、平成31年3月時点）

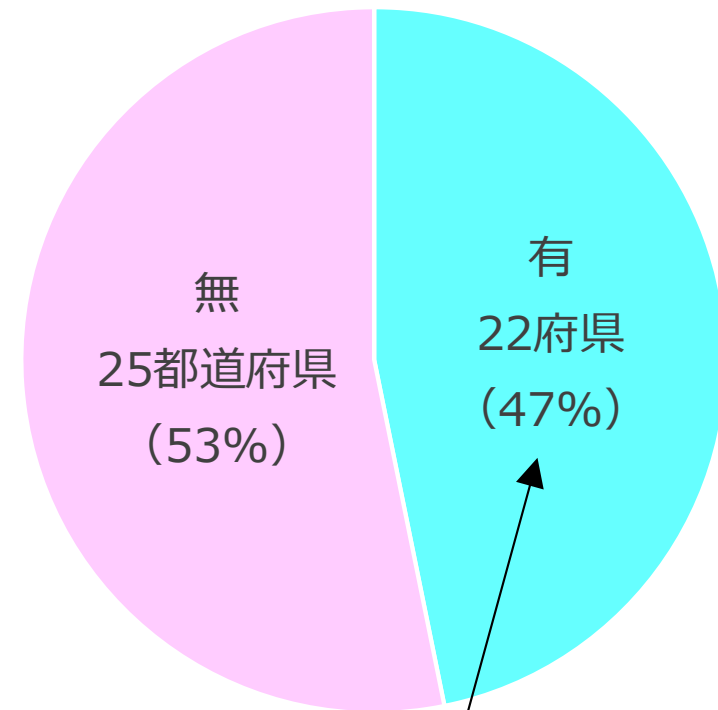
※都道府県より提出された様式を基に集計

＜農業機械・農作業安全に関する研修機関の有無＞

＜農作業安全に関する行動計画等の有無＞



- ・農業大学校：36道府県
- ・その他の施設（公益法人等）：5県
- ・農林水産研修所つくば館を活用：1県



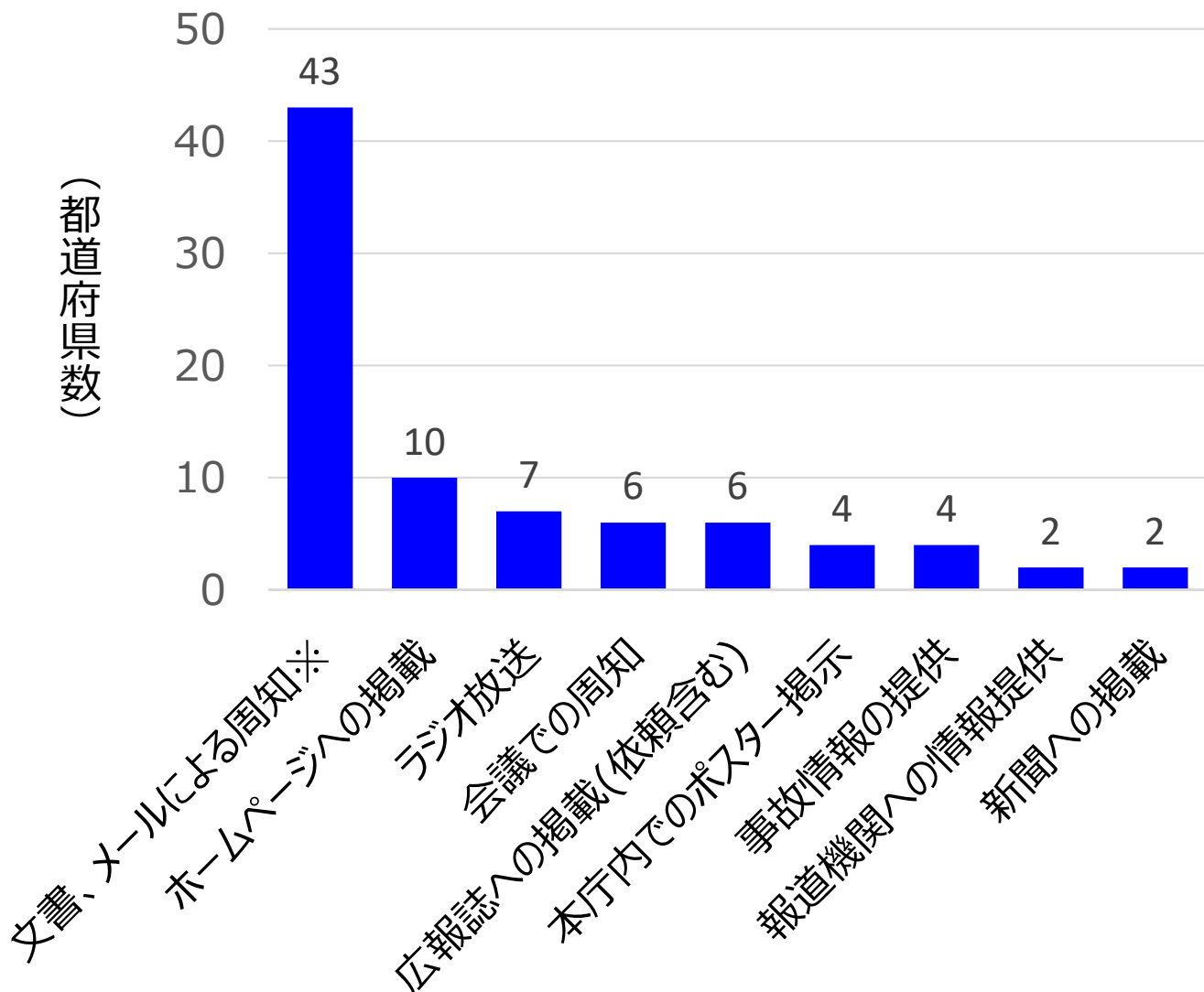
- ・県の農業関係基本計画に記載：5県
- ・運動の推進計画・実施要領が該当：13道府県
- ・その他（特定高性能農業機械導入計画等）：4県

都道府県における取組状況（前回会議資料からの追加分、平成31年3月時点）

※都道府県より提出された様式を基に集計

＜都道府県担当課（本庁）において、運動（H30秋）に関する周知をどのように行ったか＞

【主なもの】



【左記以外のもの】

- ・県警本部、警察署への文書通知
- ・防災無線による周知
- ・懸垂幕の設置

※出先機関、市町村、推進組織の構成員等向け。ポスター等の配布を含む。

平成31年春の農作業安全確認運動の取組報告

<取組報告件数：合計735件>

単位：件

	都道府県	都道府県出先機関	市町村
行政関係	37	75	482
北海道	1	15	35
東北	6	12	96
関東	8	12	111
北陸	2	4	50
東海	3	0	0
近畿	5	8	67
中国四国	8	0	5
九州・沖縄	4	24	118

	全国団体	都道府県団体	JA、再生協	その他（生産者団体、学校、農機小売店等）
団体・農機メーカー等	8	58	14	61

- ・ **行政関係では、当運動登録45都道府県中12件（3割弱）が都道府県単体での報告。**
- ・ **都道府県単体での報告の場合、報告内容が都道府県単独での取組なのか、市町村も含んだ取組の総括なのか不明。**
- ・ **「1人でも多くの農業者に所要の情報を届ける」という方針の下、可能な限り市区町村も当運動に登録し、積極的に取り組んでいただくことが重要。**

<農作業安全確認運動ステッカーの配布状況>

上記691件の報告においては、約36万枚のうち約32万枚（88%）が配布済み。

（配布総数約56万枚のうち6割程度の配布状況が報告（令和元年7月末現在））

平成31年春の農作業安全確認運動の取組報告

<平成31年春の取組方針に基づく取組実績>

取組方針（抜粋）	実施報告件数	割合（%、/735件）	具体的な取組例
(ア) G A Pの周知・実践の促進や事故分析情報、農作業安全「リスクカルテ」等を活用した現場での改善	36	4.9%	・GAP研修会等で、参加者に対し農作業安全確認について周知
(イ) 地域での事故事例や啓発資材等を活用した「声かけ」（注意喚起）の実施 乗車時のシートベルト、ヘルメットの着用の声かけの統一的な実施	167	22.7%	・町のケーブルテレビ、ラジオ、防災無線等を活用した注意喚起 ・広報紙掲載、ラジオによる広報、ポスター、のぼり、看板の掲示による啓発
(ウ) 多種多様な会議、集会、講習会、イベント等で農作業安全に係る話題を取り上げ、農畜産業者等の安全意識の向上を図る「+（プラス）安全」の取組の定着化	178	24.2%	・現地検討会や講習会、総会等の場において農作業による死亡事故発生人数の推移、原因別の農業機械作業に係る死亡者数、農機による事故発生の要因及び対策等について説明 ・新規就農者や地域農業リーダー等を対象とした農作業安全講習の実施 ・農業機械等の展示会における農作業安全啓発ブースの設置
(エ) 農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進	26	3.5%	地区の協議会・総会の際に、労災保険特別加入制度の周知により、加入を促進



広報車による注意喚起



のぼりの設置



展示会等におけるブースの設置

令和元年秋の農作業安全確認運動の取組方針

<令和元年のテーマ> **まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全**（昨年度と同じ）
（“気をつけよう”だけでなく、具体的な行動による安全確保を促したい）

<運動期間> **秋**：令和元年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

（春：平成31年3月1日～令和元年5月31日（3ヶ月間））

<参画団体> 地方公共団体、J A、農業機械メーカー、その他農業関係団体など720団体
（令和元年7月末時点）

主な取組内容

- G A P（農業生産工程管理）の周知・実践の促進
- 農畜産業者やその家族への啓発資材を活用した「声かけ」（注意喚起）
特に、全国的に乗車中の事故が多いトラクターに関しては、乗車時のシートベルト、ヘルメット着用の声かけを統一的に実施
- 回覧板や広報誌など、様々なツールを用いた情報伝達
- 農業機械の整備・点検の促進
- 農畜産業者等が集まる様々な機会を捉え、農作業安全に関する話題を取り上げ、安全意識の向上を図る（+（プラス）安全）
- 地域の実態を踏まえた労災保険特別加入制度の周知・加入促進



警察庁、JA共済連との共同制作チラシ

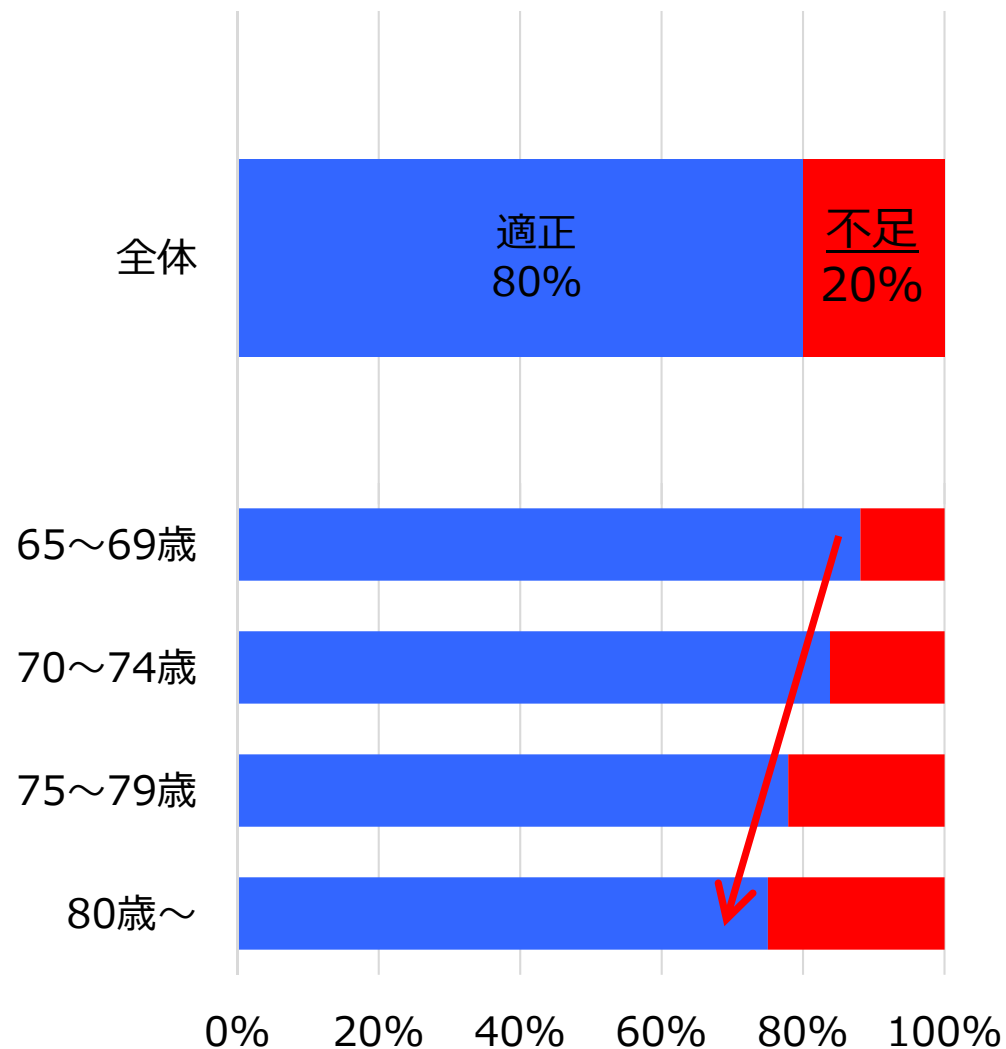


農作業安全ポスター

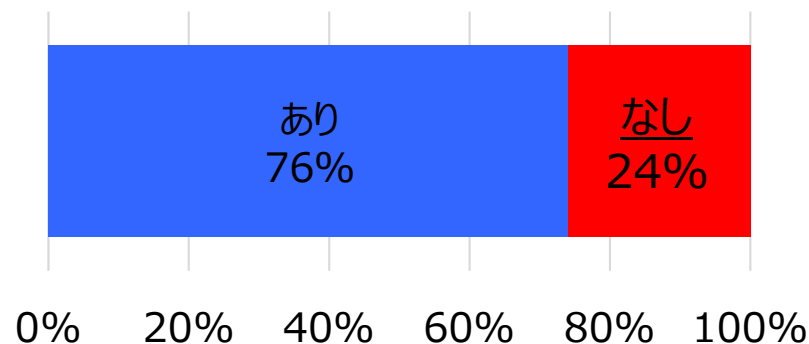
(参考) 昨年度の補助事業で実施した農業機械の点検結果

昨年度から、農作業安全総合対策推進事業の1メニューとして「農業機械の点検を通じた指導」を実施。一部地域の少数のデータに過ぎないものの、整備が不十分な機械が散見されたことから、安全に農作業をしていただくためには、自ら基本的な点検をしていただくことも重要。

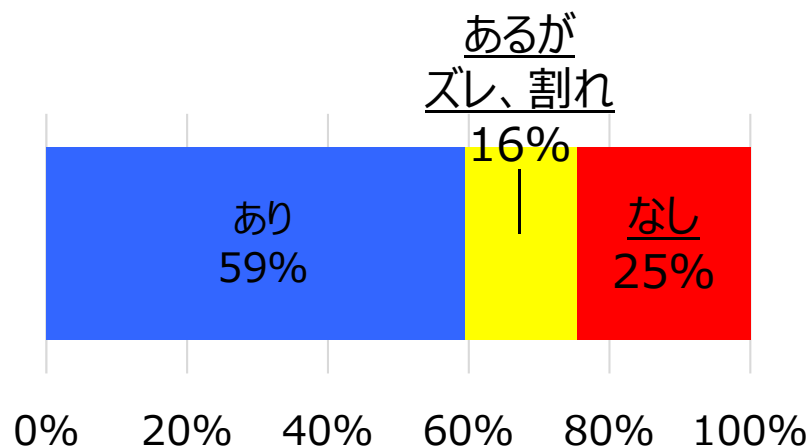
○タイヤの空気圧 (乗用型トラクター：291台)



○ユニバーサルジョイントのカバー (乗用型トラクター：285台)



○飛散物防護カバー (刈払機：239台)



(参考) 農林水産省における取組 (農業者への情報提供)

今年の運動方針に位置付けられた「様々なツールを用いて1人でも多くの農業者に所要の情報を届ける」取組の一環として、経営所得安定対策等の交付申請者※に、農作業安全に関するチラシを送付。

※約53万件：平成30年度加入申請より

<令和元年度ver>

<平成31年(令和元年)農作業安全確認運動>

農業機械の点検、定期的に行っていますか？

近年、農作業中の事故により年間300人以上の方が亡くなられており、そのうち、農業機械作業中の事故は全体の6~7割を占めています。事故のリスクを減らすためにも、きちんと点検・整備した農業機械を使いましょう！

農作業事故死亡者数：304人 (平成29年)

農業機械作業中の事故 211人(全体の69%)
うち、乗用型トラクターが 44%を占めます(92人)

点検内容の一例 (乗用型トラクター)

- 1 プレーキ**
 - 左右の連結金具が壊れていませんか？
中心を踏むから解除したままでも大丈夫と思わず、ほ場以外の場所では連結するようにしましょう。
 - 片側だけ効きが悪いと感じていませんか？
 - 遊び量は適正ですか？
- 2 タイヤ**
 - 適切な空気圧になっていますか？
空気圧ゲージで測定する場合は、取扱説明書に記載されている適正な空気圧を参考にしましょう。
 - 見た目で見分けるキズやすり減りはありますか？
 - 止めボルトが緩んでいませんか？
- 3 エンジン周り**
 - エンジンオイルや冷却水の量は適量ですか？
 - エンジンオイルは汚れていませんか？
エンジンオイルはオイルゲージで確認しましょう。
 - 排気ガスの色が黒色・白色になっていませんか？
 - ファンベルトが緩んだり、摩耗したりしていませんか？
- 4 PTO軸**
 - 軸が見えないようにカバー等がきちんと付いていますか？
衣服が回転部に巻き込まれる恐れを落とす可能性があります。

他にもチェック！

- 乗降用器具
ステップや手すり等は固定されていますか？壊れていませんか？
- 灯火類
ヘッドランプやブレーキランプなどは点灯しますか？
- 低速車マーク
低速車マークは付いていますか？汚れていませんか？
- 反射鏡
バックミラーは付いていますか？汚れていませんか？
- 作業機
耕うん用の点は固定されていますか？

最後に…
シートベルトを装着して出発！
安全フレームは、シートベルトを装着してこそ適切に機能が発揮されます。シートベルトを装着しないと、転倒時に安全フレームにより運転席の安全空間が確保されても、左図のように体が先に投げ出されてしまい、機体の下敷きになるおそれがあります。

農林水産省 裏面も御覧ください

<表面>

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に扶まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまづきおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

【お問合せ先】
農林水産省生産局技術普及課(安全指導班)
電話番号:03-6744-2111

農作業安全対策 検索

<裏面>

申請様式にも添付し、申請時に一読いただくようにした。

< 対策のポイント >

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**高齢農業者等への安全指導**や都道府県段階での**事故情報の分析等**の取組を支援します。

< 政策目標 >

農作業事故による死亡者数を15%減少 [平成35年（平成30年比）]

< 事業の内容 >

1. 高齢農業者へのきめ細やかな安全指導

安全意識等の自己チェックを通じた啓発

農業者が集まる様々な機会を捉え、安全意識や身体機能（反応速度等）を確認し、その結果を踏まえ、農作業において安全面で心がける点を自ら考えてもらう取組を支援します。

農業機械の点検を通じた指導

農業者が所有する農業機械を点検し、その結果を踏まえ、安全な使用の観点から指導する取組を支援します。

記録映像を用いた農業機械の運転操作等に関する指導（新規）

農業者や農業機械にカメラ等の記録装置を装着し、記録した運転時の映像を見せながら運転時の注意喚起を行う等の取組を支援します。

指導の担い手に対する研修・情報提供

上記①～③及び2の取組を効果的に行うため、労働安全の専門家等、指導の担い手となる方々に事故情報等に係る研修・情報提供を行う取組を支援します。

2. 農業法人への労働安全に関する指導

- 大型農業機械の操作・点検に関する指導や作業現場の改善指導等、農業法人向けの研修の取組を支援します。

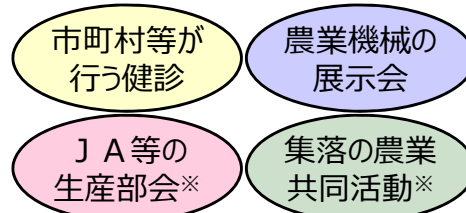
3. 都道府県段階での農作業事故情報の分析（新規）

- 農作業安全に係る都道府県段階の協議会において分析を行う場合、専門家の謝金や分析結果を基にした啓発資料の作成等に係る経費を支援します。

< 事業イメージ >

< 1 . >

「農業者が集まる様々な機会」のイメージ



※必要に応じて研修等と併せて実施



公開されたソフト等を用いて安全意識等を確認



確認結果を踏まえ、安全面で心がける点を所定の用紙に記載

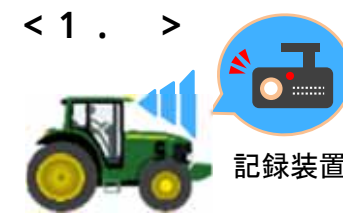
< 1 . >



農業機械に関する知識を有する者が点検



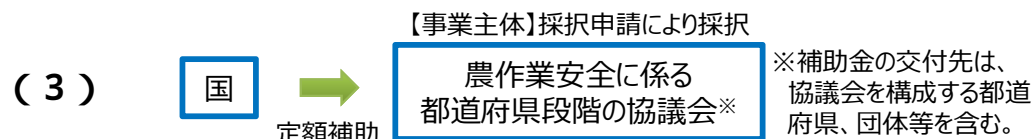
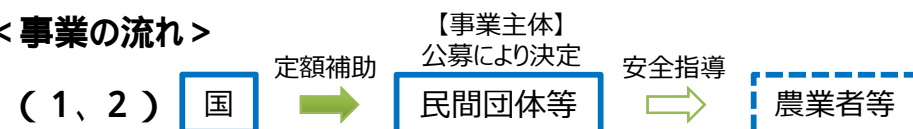
点検結果を踏まえ、高齢農業者を指導



< 1 . >

記録装置を装着し、運転中の映像を用いて注意喚起

< 事業の流れ >



（1 都道府県当たり50万円を上限）

※補助金の交付先は、協議会を構成する都道府県、団体等を含む。

記録映像を用いた指導 ~ 撮影風景 ~



農作業安全対策に係る関係機関の役割

国

【農林水産省】

○生産局技術普及課生産資材対策室

- ・農作業安全確認運動推進会議(年2回)の開催
- ・農作業死亡事故調査とりまとめ・公表
- ・全国統一的な通知の施行
- ・補助事業による農作業安全対策の推進
 - ▲事故調査結果を基にしたリスクカルテ等の啓発資料の作成 (~H29)
 - ▲労働安全分野の専門家との関係構築
 - ▲対面型の啓発

○農林水産研修所つくば館

農作業安全、農業機械(新技術を含む)に係る研修を開催

国立研究開発法人 農業・食料産業技術総合研究機構

【農業技術革新工学研究センター】

- ・農作業事故の分析・分析結果のフィードバック
- ・農業機械の安全性検査の実施
- ・農業機械の安全設計・開発

農作業安全推進協議会等

(都道府県段階、地域段階)

都道府県、市町村
(所管部局、普及指導部局)

農協系統組織

農業者団体

警察・消防組織

農業機械メーカー

多面的機能支払交付金の推進組織

その他関係団体等

安全啓発活動や講習会の開催など、「農作業安全のための指針について」に例示された内容等

補助事業者

(R元年度: (一社)全国農業改良普及支援協会)
(一社)日本農業機械化協会)

連携・情報共有

協議会で策定した計画に沿って、それぞれの立場から農業者へアプローチ

営農指導

生産部会

農業者

農業機械
展示
販売
点検

各種集会
研修会